

答申第 635 号

平成 29 年 3 月 24 日

神奈川県教育委員会
教育長 桐谷 次郎 殿

神奈川県情報公開審査会
会長職務代理者 交告 尚史

行政文書公開請求拒否処分に関する審査請求について（答申）

平成 28 年 8 月 5 日付けで諮問された特定事項に関する特定所属間の意見交換記録一部非公開の件（諮問第 709 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、特定事項に関する特定所属間の意見交換記録に関する文書を一部非公開としたことは、妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成28年7月13日付けで、神奈川県教育委員会に対して、特定事項に関する特定所属間の意見交換記録について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、神奈川県教育委員会は、特定学校における特定生徒の特定行動について、神奈川県教育委員会が神奈川県内の特定の教育委員会（以下「特定教育委員会」という。）を聴取した際の記録（以下「特定教育委員会聴取記録」という。）及び当該特定生徒の保護者及び審査請求人（以下「面談者」と総称する。）が神奈川県教育委員会に対し面談を行った際の記録（以下「面談記録」という。）を対象文書として特定の上、平成28年7月26日付けで、個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、または特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとして、条例第5条第1号を理由に、特定教育委員会聴取記録及び面談記録（以下「本件行政文書」と総称する。）のうち、当該特定生徒が属している学校名、面談者の氏名及び連絡先並びに特定教育委員会及び面談者による当該特定生徒の特定行動に関する陳述を記録した部分（以下「本件非公開情報」と総称する。）を非公開とする一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、平成28年7月27日付けで、神奈川県教育委員会に対し、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が提出した審査請求書及び当審査会での同人の意見聴取における主張を整理すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 面談記録のうち、審査請求人自身の氏名を非公開とするのは妥当ではない。また、面談記録は、審査請求人の話した言葉の内容を文書化したものであるから、審査請求人が陳述した部分を非公開とするのは妥当でない。
- (2) 本件行政文書には、面談者が面談を行ったことを受けて、神奈川県教育委員会がとった対応が記載されているはずであり、かかる情報は公務に関する情報である以上、公開すべきである。

4 実施機関（教育局教育事務所）の説明要旨

実施機関が作成した弁明書及び当審査会での実施機関の職員の口頭説明聴取における説明に基づき整理すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、特定学校における特定生徒の特定行動について、神奈川県教育委員会が、特定教育委員会を聴取した際の記録及び面談者が神奈川県教育委員会に対し、面談を行った際の記録である。

(2) 条例第5条第1号該当性について

本件非公開情報のうち、面談者の氏名及び連絡先については、個人識別情報にあたるため、条例第5条第1号に該当すると判断し、その余の情報については、当該特定生徒の特定行動に関し、当該特定生徒が属する学校の保護者等に対する報告会を行っていたことも考慮し、特定の個人を識別することはできないが、公開することにより個人の権利利益を害するおそれがある情報にあたるため、条例第5条第1号に該当すると判断した。

5 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第6条の規定に基づき、委員を指名し、指名委員は審査請求人からの口頭意見及び実施機関の職員による口頭説明を聴取した。

それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 条例第5条第1号該当性について

ア 条例第5条第1号本文該当性について

条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」は非公開とすることができる旨規定している。

そこで、本件非公開情報の同号本文該当性について、以下、検討する。

(ア) 特定教育委員会聴取記録

当審査会が確認したところ、特定教育委員会聴取記録には、本件非公開情報のうち、特定生徒が属している学校名及び特定教育委員会による特定生徒の特定行動に関する陳述が記載されている。

これらの情報のうち、特定教育委員会による特定生徒の特定行動に関する陳述について、特定生徒の関係者氏名とともにその陳述内容が引用されている部分については、特定の個人が識別される情報であることは明らかである。また、その余の情報については、個人に関する情報であつて、それ自体としてみれば特定の個人を識別することはできないものの、特定生徒の特定行動の内容や当該特定行動に関し、当該特定生徒が属する学校の保護者等に対する報告会が行われていたことにかんがみれば、報告会に参加した者にとっては特定生徒に関する情報であることが識別できるものと認められるため、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であると認められる。

よって、本件非公開情報のうち特定教育委員会聴取記録に記載されているものは、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

(イ) 面談記録

当審査会が確認したところ、面談記録には、本件非公開情報のうち、特定生徒が属している学校名、面談者の氏名及び連絡先並びに面談者による特定生徒の特定行動に関する陳述が記載されている。

これらの情報のうち、面談者の氏名及び連絡先は、個人に関する情報であつて、特定の個人を識別できる情報であることは明らかである。また、面談者による特定生徒の特定行動に関する陳述部分は、個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することはできないものの、特定生

徒の特定行動の内容や当該特定行動に関し、当該特定生徒が属する学校の保護者等に対する報告会が行われていたことにかんがみれば、報告会に参加した者にとっては特定生徒に関する情報であることが識別できるものと認められるため、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であると認められる。

よって、本件非公開情報のうち面談記録に記載されているものは、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

もっとも、条例第5条第1号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは、公開すると規定している。

そこで、本件非公開情報の同号ただし書該当性について、以下、検討する。

(ア) 条例第5条第1号ただし書イ該当性について

条例第5条第1号ただし書イは、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については、同号本文に該当するものであっても、公開すべき旨を規定している。

本件にあつては、特定生徒の特定行動について、当該特定生徒が属する学校の保護者等に対する報告会が行われているため、本件非公開情報の一部が、「慣行として公にされ」た情報にあたるようにも解される。しかし、同号ただし書イは、個人に関する情報であっても、広く一般に知り得る状態になっている情報については、これを非公開とすることにより保護すべき法益を欠いているため、公開すべきものとしているのである。これを本件についてみると、前記報告会が特定生徒が属する学校の保護者等という限られた者のみを対象としたものであることにかんがみれば、依然として広く一般に知り得る状態にある情報であると認めることはできず、同号ただし書イに該当する「慣行として公にされ」た情報であるとはいえないと判断する。

(イ) 条例第5条第1号ただし書ウ該当性について

条例第5条第1号ただし書ウは、「公務員等の職務の遂行に関する情

報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」については、同号本文に該当するものであっても、公開すべき旨を規定している。

この点について、審査請求人は、本件非公開情報は公務に関する情報である旨主張しているが、当審査会で確認したところ、本件非公開情報は、専ら特定生徒の特定行動に関するものであって、公務員の職や職務遂行の内容に係る情報とは認められないものである。

よって、本件非公開情報は、同号ただし書ウには該当しないと判断する。

(ウ) 条例第5条第1号ただし書ア及びエ該当性について

条例第5条第1号ただし書アは、「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」について、また、同号ただし書エは、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」について、同号本文に該当するものであっても、公開すべき旨を規定している。

これを本件について見ると、本件非公開情報は、その性質にかんがみて、同号ただし書ア及びエのいずれにも該当しないことは明らかである。

よって、本件非公開情報は、同号ただし書ア及びエのいずれにも該当しないと判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 28 年 8 月 8 日	○ 諮問受理
平成 29 年 1 月 20 日 (第 168 回部会)	○ 審議
2 月 1 日	○ 指名委員により審査請求人の意見及び実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
2 月 24 日 (第 169 回部会)	○ 審議
3 月 17 日 (第 170 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏名	現職	備考
板垣 勝彦	横浜国立大学大学院准教授	部会員
市川 統子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部会員
入江 直子	元神奈川大学教授	部会員
柿崎 環	明治大学教授	
交告 尚史	東京大学大学院教授	会長職務代理者
遠矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	
西谷 剛	元國學院大学法科大学院教授	会長 (部会長を兼ねる)

(平成 29 年 3 月 24 日現在) (五十音順)